

## 第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部規約

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この本部は、第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部は、第73回国民体育大会に向けた競技力の向上を図り、スポーツ振興の更なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福井県競技力向上基本計画（平成23年9月策定。以下「基本計画」という）を踏まえた具体的な競技力向上対策計画（以下「推進計画」という）の策定と進捗状況等の分析・評価およびその結果を踏まえた同計画の見直しに関すること。
- (2) 競技力向上対策事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上対策の条件整備に関すること。
- (4) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関すること

### 第2章 組 織

(構成)

第4条 本部は、本部長および次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 県議会関係者
- (2) 県および市町関係者
- (3) 学校・体育スポーツ・競技団体関係者
- (4) 経済団体・企業関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 医療関係者
- (7) その他競技力向上に関係ある者

(役員)

第5条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選出)

第6条 本部長は、福井県副知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部委員会の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。
- 3 監事は、本部委員会の承認を得て、本部長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行(代理)する。
- 3 監事は、本部の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部委員会において報告する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本部に次の会議を置く。

- (1) 本部委員会
- (2) 普及強化委員会

(本部委員会)

第10条 本部委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 本部委員会は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 3 本部委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 総合的な事業の推進に関すること。
  - (2) 規約の制定および改廃に関すること。
  - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 予算および決算に関すること。
  - (5) 普及強化委員会に付託および委任する事項に関すること。
  - (6) その他競技力の向上に係る重要な事項に関すること。
- 4 本部委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 5 本部委員会に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に加わることができる。
- 6 本部委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(普及強化委員会)

第11条 普及強化委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長は、本部長が普及強化委員会委員の中から委嘱する。
- 3 普及強化委員会は、本部委員会から付託および委任された専門的事項について調査・協議する。
- 4 前項のほか、普及強化委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

#### 第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

- 第12条 本部長は、本部委員会を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部委員会において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 本部の事務を処理するため、福井県教育庁スポーツ保健課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

- 第14条 本部の経費は、福井県からの負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第7章 補則

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成23年9月7日から施行する。
- 2 本部の設立時の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、本部が設立された日から始まるものとする。